

委託業務仕様書

1. 委託名

SDGs に関する取り組みにかかる情報発信業務

2. 業務の目的

学生や地域団体・企業と共に取り組んでいる神戸市の SDGs プロジェクト等について取材し、効果的なコンテンツ制作および情報発信を行い、神戸市の取り組みに対する認知につなげる。また同時に、本市の SDGs プロジェクトに賛同する新たな企業の参画や寄附に繋げることもねらいとする。

3. 業務の内容

- 1) 神戸市の SDGs 関連の取り組みを紹介する発信コンテンツ 3 件（または提案の本数）について、取材・撮影（写真または動画）・編集を行う。（取材は神戸市内を想定している。また、取材の調整は神戸市が行う）
- 2) 前号の活動に関するコンテンツを掲載するウェブサイト（LP）を制作し、発信力のあるプラットフォーム（ウェブメディア等）と連携させ、運営する。なお、制作したコンテンツの閲覧数が伸びるよう工夫すること。また、令和 6 年度までに作成した記事 16 本についても、本市からデータを受け取り掲載すること。
参考（令和 6 年度までに作成した記事）：<https://www.asahi.com/ads/ko-do/>
- 3) 記事の閲覧回数や閲覧者を分析し、報告すること。

4. 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 業務の遂行

- 1) 実施体制及び業務計画
本業務を円滑に遂行するため、実施体制の構築及び業務計画の策定を行うこと。また、業務計画について神戸市からの求めがあった場合は、神戸市と内容の協議を行うこと。
- 2) 業務報告
神戸市からの求めがあった場合は、業務の進捗状況（ウェブサイトのアクセス履歴等の分析を含む）及び調査検討中の内容につき、神戸市に対する報告を行うなど、情報共有を密にすること。

6. 成果について

- 1) 業務成果の扱い・譲渡について

成果物として制作したコンテンツについては、プラットフォーム（ウェブメディア等）に無期限に掲載するものとする。プラットフォームに無期限に掲載できない場合、著作権・所有権その他の権利は、神戸市に譲渡するものとする。

2) 成果物の提出

本業務の成果物を以下の通り作成すること。

- ・実施報告書 1 式
 - ・コンテンツ等データ（プラットフォームに無期限掲載できない場合） 1 式
- 成果物の提出は、履行期間満了の日までに、神戸市企画調整局 SDGs 推進課に納品すること。

7. 留意事項

- 1) 本業務は、簡易な業務を除き、原則として受託者が自ら実施するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、再委託することが本業務の遂行に有用であると認められる場合には、事前に書面にて神戸市の承諾を得て再委託することができる。
- 2) 受託者のウェブサイト制作にあたっては、「神戸市情報セキュリティポリシー」等を遵守し、安全性に問題がないようにすること。また、あわせて神戸市ホームページ作成ガイドラインを確認し、アクセシビリティに配慮すること。
参考①：<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
参考②：<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/24185/202406guideline.pdf>
- 3) 神戸市からの事前通知に基づき、制作したコンテンツの配信を停止すること。
- 4) 本業務の実施にあたり、必要な資機材の調達などの費用は受託者自らの負担とする。ただし、神戸市が所有する資料、資機材については、可能な限り無償にて提供する。
- 5) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までの本業務の履行が困難になった場合、遅滞なくその旨を神戸市に連絡し、その指示を受けるものとする。
- 6) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 7) 本業務の実施に際して、本仕様書及び契約書に定めのない事項又は不明な点の疑義が生じた場合、その都度、神戸市と受託者が協議するものとする。